

## ■教育課程の変更届作成の練習問題

### 1. 課程認定の状況

学部	学科	入学定員	免許状の種類	直近の認定年度
文学部	日本史学科	80	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）	令和元年度
	東洋史学科	80	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）	
	西洋史学科	80	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）	
	日本文学科	80	中一種免（国語） 高一種免（国語）	
	英文学科	80	中一種免（英語） 高一種免（英語）	
経済学部	経済学科	300	中一種免（社会） 高一種免（公民）	
経営学部	経営学科	300	中一種免（社会） 高一種免（公民）	
法学部	法律学科	300	中一種免（社会） 高一種免（公民）	
社会学部	社会学科	300	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民）	

設置している学部学科すべてに教職課程が設置されている状況。

### 2. 今回の練習問題の対象学科

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」→全学部全学科
- 「教科に関する専門的事項」に関する科目→文学部日本史学科

### 3. 現在の状況

#### （1）「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」

- 再課程認定申請後初めての通常の変更届となる（おそらくそのような大学はないと思いますが、再課程認定申請書の読み方を理解していただきたいため、このような設定にしました）。
- 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（ICT 事項科目）の新設による変更届を令和4年（2022）年2月末までに提出済。
- 令和6（2024）年度末でBB教授が定年退職することに伴い、令和7年（2025）年度から新規にBJ教授を採用することとなっている。BJ教授の採用に伴い、「教育の基礎的理解に関する科目等」のカリキュラムを一部変更する予定。

#### （2）「教科に関する専門的事項」に関する科目

- 再課程認定申請後初めての変更届となる。

○カリキュラム及び教員組織に大きく変更を加える予定。

※「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」の詳細な変更内容については後述。

※「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」については変更なし。

#### 4. 現在のカリキュラム

##### (1) 新課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」に関する科目

科目	事項	授業科目名	配当年次	単位	履修方法	担当教員 ( )は専任教員の所属学部
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	1	2	必修	BA 講師 (経済学部)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	1	2	必修	BB 教授 (文学部)
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	2	必修	BC 非常勤講師
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2	必修	BD 講師 (経営学部)
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	2	必修	BE 非常勤講師
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2	必修	BF 准教授 (文学部)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導法	3	2	必修	BG 非常勤講師
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	必修	BH 非常勤講師
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	3	2	必修	BF 准教授 (文学部)
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	3	2	必修	BB 教授 (文学部)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	3	2	必修	BI 非常勤講師
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法を含む				

科目	事項	授業科目名	配当年次	単位	履修方法	担当教員 ( )は専任教員の所属学部
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	4	1	必修	BA 講師 (経済学部) BB 教授 (文学部) BF 准教授 (文学部)
		教育実習 I	4	2	必修	BA 講師 (経済学部) BB 教授 (文学部) BF 准教授 (文学部)
		教育実習 II	4	2	中学は必修	BA 講師 (経済学部) BB 教授 (文学部) BF 准教授 (文学部)
	学校体験活動	開設せず				
	教職実践演習	教職実践演習 (中高)	4	2	必修	BA 講師 (経済学部) BB 教授 (文学部) BF 准教授 (文学部)

※文学部所属教員は各学科に所属しているが、この表では所属学科の記載は省略。

※「道徳教育指導法」は中学のみ必修。

※「教育方法論 (情報通信技術の活用含む)」は 2022 年度以降入学生の授業科目名。2019～2021 年度入学生の事項名は「教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)」で、授業科目名は「教育方法論」。配当年次・単位・担当教員は「教育方法論 (情報通信技術の活用含む)」と同じ。

## (2) 各教科の指導法

授業科目名	配当年次	単位	履修方法	担当教員 ( )は専任教員の所属学部
社会科・地理歴史科教育法 I	3	2	社会・地歴：必修	AA 講師 (経済学部)
社会科・地理歴史科教育法 II	3	2	社会・地歴：必修	AA 講師 (経済学部)
社会科・公民科教育法 I	3	2	社会・公民：必修	AD 非常勤講師
社会科・公民科教育法 II	3	2	社会・公民：必修	AD 非常勤講師
中等教科教育法 I (国語)	3	2	中・高：必修	BK 非常勤講師
中等教科教育法 II (国語)	3	2	中・高：必修	BK 非常勤講師
中等教科教育法 III (国語)	3	2	中：必修、高：選択	BK 非常勤講師
中等教科教育法 IV (国語)	3	2	中：必修、高：選択	BK 非常勤講師
中等教科教育法 I (英語)	3	2	中・高：必修	BL 非常勤講師
中等教科教育法 II (英語)	3	2	中・高：必修	BL 非常勤講師
中等教科教育法 III (英語)	3	2	中：必修、高：選択	BL 非常勤講師
中等教科教育法 IV (英語)	3	2	中：必修、高：選択	BL 非常勤講師

(3) 教科に関する専門的事項

科目区分	授業科目名	配当年次	単位	履修方法	担当教員 ( )は専任教員の所属学科
日本史・外国史	日本史概説	2	4	必修	前期：A 講師（日本史学科） 後期：B 教授（日本史学科）
	外国史概説	2	4	必修	前期：C 准教授（東洋史学科） 後期：D 講師（西洋史学科）
	美術史	2	4	選択	E 准教授（日本史学科）
	日本史学特殊講義 A	3	2	選択	A 講師（日本史学科）
	日本史学特殊講義 B	3	2	選択	F 教授（日本史学科）
	日本政治史	3	2	選択	O 講師（日本史学科）
	日本文化史	2	2	選択	M 教授（日本史学科）
	日本近代法史	3	2	選択	W 非常勤講師
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2	4	必修	H 非常勤講師
	自然地理学	2	4	必修	K 教授（東洋史学科）
	地誌	2	4	必修	N 非常勤講師
	歴史地理学	1	2	選択	X 教授（日本史学科）
「法律学、政治学」	法学概論	2	2	1 科目	Q 教授（法学部）
	政治学原論	2	2	選択必修	R 非常勤講師
「社会学、経済学」	社会学概論	1	2	必修	T 非常勤講師
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	2	2	1 科目	Y 非常勤講師
	倫理学概論	2	2	選択必修	Z 非常勤講師

※ここでの「必修」とは教員免許状取得のための「必修」という意味であり、卒業要件上の「必修」という意味ではない。

※「必修」＝「一般的包括的内容を含む科目」という意味で使用している。

※教科に関する専門的事項はすべて日本史学科の専門科目であり、卒業要件上の必修・選択・選択必修科目のいずれかに該当する。

## 5. 令和7（2025）年度からのカリキュラム及び担当教員の変更について

### （1）「教育の基礎的理解に関する科目等」に関する科目

① 令和6（2024）年度末でBB教授が定年退職することに伴い、令和7年（2025）年度から新規にBJ教授を採用することとなっている。BJ教授の採用に伴い、「教育の基礎的理解に関する科目等」のカリキュラムを次のとおり変更する。

ア) 「教育制度論」を新課程：「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に新設し、当該事項に開設されている「教育社会学」と2科目中1科目必修とする。授業担当者はBJ教授。この変更は令和7（2025）年度以降入学生に適用する。

イ) BB教授が担当していた「教職概論」「教育実習事前事後指導」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教職実践演習」はBJ教授が担当し、「生徒・進路指導論」はBM非常勤講師が担当する。

### （2）教科及び教科の指導法に関する科目・各教科の指導法

① 「日本史概説」は1科目で日本史全域を扱ってきた。前期は原始から中世まで（日本史学科のA講師）、後期は近世から現代（日本史学科のB教授）というオムニバス方式での開講であった。

この科目を半期で完結する「日本史概説A」（配当年次・2年：前期開講）と「日本史概説B」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、日本史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。

この取扱いは令和7（2025）年度入学生から適用する。変更後の担当は、「日本史概説A」を日本史学科のA講師、「日本史概説B」を日本史学科のB教授が担当する。

② 「外国史概説」は1科目で世界史の全域を扱ってきた。前期は東洋史（東洋史学科のC准教授）、後期は西洋史（西洋史学科のD講師）というオムニバス方式での開講であった。

この科目を半期で完結する「東洋史概説」（配当年次・2年：前期開講）と「西洋史概説」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、外国史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。

この取扱いは令和7（2025）年度入学生から適用する。変更後の担当は、「東洋史概説」を東洋史学科のC准教授、「西洋史概説」を西洋史学科のD講師が担当する。

③ 「美術史」担当の日本史学科のE准教授が令和7（2025）年4月1日付で日本史学科教授に昇任予定。

④ 「日本史学特殊講義A」を「古代史特殊講義」（配当年次・3年：前期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは旧課程を含む全学年に適用する。引き続き、日本史学科のA講師の担当科目とする。

⑤ 「日本史学特殊講義B」を「中世史特殊講義」（配当年次・3年：後期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは旧課程を含む全学年に適用する。引き続き、日本史学科のF教

授の担当科目とする。

日本史学科の F 教授は、令和 7（2025）年度は研究員として授業担当を免除されることとなった。令和 7（2025）年度については、G 非常勤講師が担当し、令和 8（2026）年度以降は F 教授が担当する。

- ⑥ 「日本政治史」担当の日本史学科の O 講師は、他大学へ転出することとなった。令和 7（2025）年度の担当は法学部の P 講師である。
- ⑦ 「日本文化史」担当の日本史学科の M 教授は、令和 7（2025）・令和 8（2026）年度は文学部長を務めるため、授業担当から外れる。令和 7（2025）・令和 8（2026）年度は休講とする。なお、令和 9（2027）年度以降は M 教授が担当する。
- ⑧ 「日本近代法史」はこれまで W 非常勤講師が担当してきたが、令和 7（2025）年度から日本史学科の B 教授が担当することになった。
- ⑨ 「人文地理学」はこれまで H 非常勤講師が担当してきたが、令和 7（2025）年度からは隔年で担当者を変更することとした。具体的には次のとおりである。  
令和 7（2025）・令和 9（2027）年度：J 教授（日本史学科）、令和 8（2026）・令和 10（2028）年度：H 非常勤講師
- ⑩ 「自然地理学」は東洋史学科の K 教授が担当しているが、令和 7（2025）年度に限り L 非常勤講師が担当する。
- ⑪ 「地誌」の担当はこれまで N 非常勤講師が担当してきた。他大学へ転出することとなった日本史学科の O 講師（日本政治史担当）の後任者として中学校の教員経験のある I 准教授を日本史学科所属の専任教員として採用し、日本史学科の「地誌」と教職専門科目（全学共通科目）の「社会科・地理歴史科教育法 I」を担当することとなった。教職センターは I 准教授を「社会科・地理歴史科教育法 I」（これまでは AA 経済学部講師が担当）の専任教員として担当させることを文学部に連絡している。
- ⑫ 「歴史地理学」担当の日本史学科の X 教授から病気療養のため令和 7（2025）年度の休職届が提出され受理された。令和 7（2025）年度については不開講（休講）とすることにした。
- ⑬ 「法学概論」（担当：法学部の Q 教授）の配当年次を現行の 2 年次から 3 年次に変更する（ただし旧課程については 2 年次のままとする。）。また Q 教授で 1 コマ全 15 回を担当していたが、令和 7（2025）年度からは、Q 教授以外に AB 法学部准教授、AC 非常勤講師の 3 名によるオムニバス方式とする。  
また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。
- ⑭ 「政治学原論」（担当：R 非常勤講師）は受講者数が多く令和 7（2025）年度から 2 クラス開講とし、もう 1 クラスは S 非常勤講師が担当する。

また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。

- ⑮ 「社会学概論」はT非常勤講師が担当しているが、令和7（2025）年度は社会学部のU講師が担当する。

また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。

- ⑯ 「哲学概論」（担当：Y非常勤講師）と「倫理学概論」（担当：Z非常勤講師）は隔年開講とすることにした。令和7（2025）年度は「哲学概論」の開講年度、令和8（2026）年度は「倫理学概論」の開講年度とする（以降、この順番で隔年開講）。

また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。